

定 款		文書番号	基規－ 1
		制定日	－
		ページ番号	1 / 7
		版数	2025/06/27
第 1 章 総 則			
	第 1 条	商 号	
	第 2 条	目 的	
	第 3 条	本店の所在地	
	第 4 条	機 関	
	第 5 条	公告方法	
第 2 章 株 式			
	第 6 条	発行可能株式総数	
	第 7 条	単元株式数	
	第 8 条	単元未満株式についての権利	
	第 9 条	単元未満株式の買増し	
	第 1 0 条	株主名簿管理人	
	第 1 1 条	株式取扱規程	
第 3 章 株主総会			
	第 1 2 条	招 集	
	第 1 3 条	招 集 地	
	第 1 4 条	定時株主総会の基準日	
	第 1 5 条	招集権者および議長	
	第 1 6 条	電子提供措置等	
	第 1 7 条	決議の方法	
	第 1 8 条	議決権の代理行使	
第 4 章 取締役および取締役会			
	第 1 9 条	員 数	
	第 2 0 条	選任方法	
	第 2 1 条	任 期	
	第 2 2 条	代表取締役および役付取締役	
	第 2 3 条	取締役会の招集権者および議長	
	第 2 4 条	取締役会の招集通知	
	第 2 5 条	重要な業務執行の決定の委任	
	第 2 6 条	取締役会の決議の省略	
	第 2 7 条	取締役会規程	
	第 2 8 条	報 酬 等	
	第 2 9 条	取締役との責任限定契約	
第 5 章 監査等委員会			
	第 3 0 条	常勤の監査等委員	
	第 3 1 条	監査等委員会の招集通知	
	第 3 2 条	監査等委員会規程	

定 款		文書番号	基規－ 1
		制定日	－
		ページ番号	2 / 7
		版数	2025/06/27
第 6 章 会計監査人 第 3 3 条 選任方法 第 3 4 条 任 期 第 3 5 条 報 酬 等 第 7 章 計 算 第 3 6 条 事業年度 第 3 7 条 剰余金の配当等の決定機関 第 3 8 条 剰余金の配当の基準日 第 3 9 条 配当金の除斥期間			
改 訂 日 2 0 2 5 年 6 月 2 7 日			

定 款	文書番号	基規－1
	制定日	－
	ページ番号	3 / 7
	版数	2025/06/27

第 1 章 総 則	
(商 号)	
第 1 条	当会社は日本精機株式会社と称し、英文ではNIPPON SEIKI CO.,LTD. と表示する。
(目 的)	
第 2 条	当会社は次の事業を営むことを目的とする。
(1)	自動車、農業機械、船舶、産業用機械等の計器類、電装品、時計および同部品の製造、販売
(2)	電気、電子機器および同部品の製造、販売
(3)	計器類、電子機器の組立機械、検査装置の製造、販売
(4)	計器類等の金型、治工具の製造、販売
(5)	センサーおよびセンサーシステムの製造、販売
(6)	自動車販売事業
(7)	カルチャーセンターの経営
(8)	不動産の賃貸
(9)	労働者派遣事業
(10)	前各号に付帯または関連する一切の事業
(本店の所在地)	
第 3 条	当会社は本店を新潟県長岡市に置く。
(機 関)	
第 4 条	当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1)	取締役会
(2)	監査等委員会
(3)	会計監査人
(公告方法)	
第 5 条	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第 2 章 株 式	
(発行可能株式総数)	
第 6 条	当会社の発行可能株式総数は、22,000万株とする。
(単元株式数)	
第 7 条	当会社の単元株式数は、100株とする。
(単元未満株式についての権利)	
第 8 条	当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1)	会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2)	会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3)	株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
(4)	次条に定める請求をする権利

定 款	文書番号	基規－1
	制定日	－
	ページ番号	4 / 7
	版数	2025/06/27
(単元未満株式の買増し) 第 9 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。 (株主名簿管理人) 第 1 0 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。 (株式取扱規程) 第 1 1 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。 第 3 章 株 主 総 会 (招 集) 第 1 2 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (招 集 地) 第 1 3 条 当会社の株主総会は、新潟県長岡市で開催する。 (定時株主総会の基準日) 第 1 4 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。 (招集権者および議長) 第 1 5 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 (電子提供措置等) 第 1 6 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 (決議の方法) 第 1 7 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。		

定 款	文書番号	基規－1
	制定日	－
	ページ番号	5 / 7
	版数	2025/06/27
(議決権の代理行使) 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。		
第 4 章 取締役および取締役会		
(員 数) 第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役は、8名以内とする。		
(選任方法) 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。		
(任 期) 第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。		
(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名、取締役副社長2名以内、専務取締役、常務取締役および取締役相談役若干名を定めることができる。		
(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会が定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>前項に基づいて定めた取締役に</u>事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。		
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。		

定 款	文書番号	基規－1
	制定日	－
	ページ番号	6 / 7
	版数	2025/06/27
（重要な業務執行の決定の委任） 第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 （取締役会の決議の省略） 第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 （取締役会規程） 第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。 （報酬等） 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。 （取締役との責任限定契約） 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 第 5 章 監 査 等 委 員 会 （常勤の監査等委員） 第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。 （監査等委員会の招集通知） 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 （監査等委員会規程） 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 第 6 章 会 計 監 査 人 （選任方法） 第33条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。		

定 款	文書番号	基規－1
	制定日	－
	ページ番号	7 / 7
	版数	2025/06/27
(任 期) 第 3 4 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。 (報 酬 等) 第 3 5 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 第 7 章 計 算 (事業年度) 第 3 6 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。 (剰余金の配当等の決定機関) 第 3 7 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。 (剰余金の配当の基準日) 第 3 8 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 3 0 日とする。 3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (配当金の除斥期間) 第 3 9 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。		